

都道府県におけるクロスボウ（ボウガン）の有害玩具等指定状況

◎ 有害玩具等指定済都道府県

18県

包括指定4県（三重、広島、福岡、大分）

個別指定14県（茨城、栃木、静岡、石川、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、徳島、熊本、宮崎、沖縄）

● 指定状況

	都道府県	指定状況	種類・名称	指定日	構造	機能
1	茨城	個別	器具・クロスボウ (銃砲型近代洋弓)	H27.7.2	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの	当該クロスボウの矢を装てんし、発射された矢の有する単位当たりのエネルギーが、装てん時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm ² 以上のもの
2	栃木	個別	銃砲型の近代洋弓 (バーネットクロスボウ、ボウガン)	S60.3.12	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで矢を発射させる機能（弓を引く力が80ポンド〔36.3kg〕以上）を有するもの	
3	静岡	個別	クロスボウ (銃砲型近代洋弓)	H13.1.18	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの	当該クロスボウの矢を装てんし、発射された矢の有する単位当たりのエネルギーが、装てん時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm ² 以上のもの
4	石川	個別	銃砲型近代洋弓銃 (ボウガン、クロスボウ等)	H25.12.18	弦に引っ掛けた矢を銃同様に引き金で発射する装置	当該銃砲型近代洋弓の矢を装てんし、発射した場合において、発射矢の有する単位面積当たりのエネルギーが装てん時の矢の先端から1mの距離で0.05kgf・m/cm ² （重量キログラムメートル毎平方センチメートル）以上を有するもの ※射角度水平で矢を発射した場合において、おおむね装てん時の矢の先端から3mの距離にある四隅を支えた状態の新聞紙5枚以上を貫通する威力を有するものである
5	三重	包括	-	H8.10.1	【条例】圧縮空気、圧縮ガス、バネ、ゴムその他の反動力を利用し、弾丸、矢その他これらに類するものを発射させるがん具等で規則で定める機能を有するもの 【規則】当該がん具類用の弾丸、矢その他これらに類するもの（以下「弾丸等」という。）を装てんし、発射した場合において発射時に0.49ジュール毎平方センチメートル（弾丸等を水平射角で発射した場合において、おおむね発射地点から3メートルの距離にある四隅を支えた新聞紙5枚を貫通する力）以上のエネルギー値で弾丸等を発射することができるものとする	
6	滋賀	個別	がん具類、ボウガン (銃砲型近代洋弓)	S60.8.6	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引金を引くことによって、矢を発射させるようになっている物	
7	兵庫	個別	クロスボウ (銃砲型近代洋弓)	R2.6.5	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの	当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、当該発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm ² 以上のもの
8	奈良	個別	クロスボウ	R2.6.29	銃型の弓で、銃同様に引き金を引くことで矢を発射させることができるもの	当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、当該発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギー値が、装填時の矢の先端から1mの距離で0.05kgf・m/cm ² 以上のもの
9	和歌山	個別	クロスボウ (銃砲型近代洋弓)	R2.6.18	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもので、発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm ² 以上のもの	
10	島根	個別	ボウガン (銃砲型近代洋弓)	S60.6.11	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引金を引くことによって、矢を発射させるようになっている物	
11	岡山	個別	クロスボウ (銃砲型近代洋弓)	R2.6.19	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもの	当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギー値が、装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm ² 以上のもの
12	広島	包括	-	H14.4.1	【条例】圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他のものの反動力を利用し、弾丸、矢その他これらに類するものを発射させるもので、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの 【規則】当該がん具刃物類用の弾丸、矢その他これに類するもの（以下「弾丸等」という。）を装てんし、発射した場合において、当該弾丸等の有するエネルギーが0.8ジュール毎平方センチメートル（水平射角で弾丸等を発射した場合に、銃口から3メートルの距離にある四隅を固定した新聞紙7枚を貫通する威力）以上を有するもの	
13	徳島	個別	クロスボウ (銃砲型近代洋弓)	R2.7.22	銃型の弓で、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもので、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢の先端から五〇センチメートルの距離で〇・〇七重量キログラムメートル毎平方センチメートル以上のもの	
14	福岡	包括	-	H9.7.1	【条例】圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他のものの反動力を利用し、弾丸、矢その他これらに類するものを発射させるがん具等で規則で定める構造又は機能を有するもの 【規則】発射物として矢を、その矢を飛ばす力として弓を用い、弾道を安定させるために、弓の固定、弦の保持及び矢の安定保持を機械化した、照準器と引金を有するもの	
15	熊本	個別	バーネット・クロスボウ	S59.12.13	COMANDO (全長87cm、全幅65cm、特徴スリング使用可軽量アルミ製フレーム) SUPREME (全長78cm、全幅65cm、特徴シュラウド装備)	WILDCAT (全長77cm、全幅65cm、特徴コッキングレバー使用可) PANZER (全長76cm、全幅65cm、特徴スリング付軽量アルミ製フレーム)
16	大分	包括	-		【条例】圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他のものの反動力を利用し、弾丸、矢その他これらに類するものを発射させるがん具等で規則で定める機能を有するもの 【規則】発射時に0.05キログラムメートル毎平方センチメートル（弾丸、矢その他これに類するもの（以下「弾丸等」という。）を水平射角で発射した場合において、おおむね発射地点から3メートルの距離にある四隅を支えた状態の新聞紙五枚を貫通する力）以上のエネルギー値で弾丸等を発射することができる機能とする	
17	宮崎	個別	ボウガン (BOW-GUN)	S60.5.24	洋弓を銃砲型に改造し、銃同様に引金を引くことによって、矢を発射させるようになっているもの	
18	沖縄	個別	ボウガン (銃砲型近代洋弓)	S60.5.14	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引金を引くことによって、矢を発射させるようになっている物	